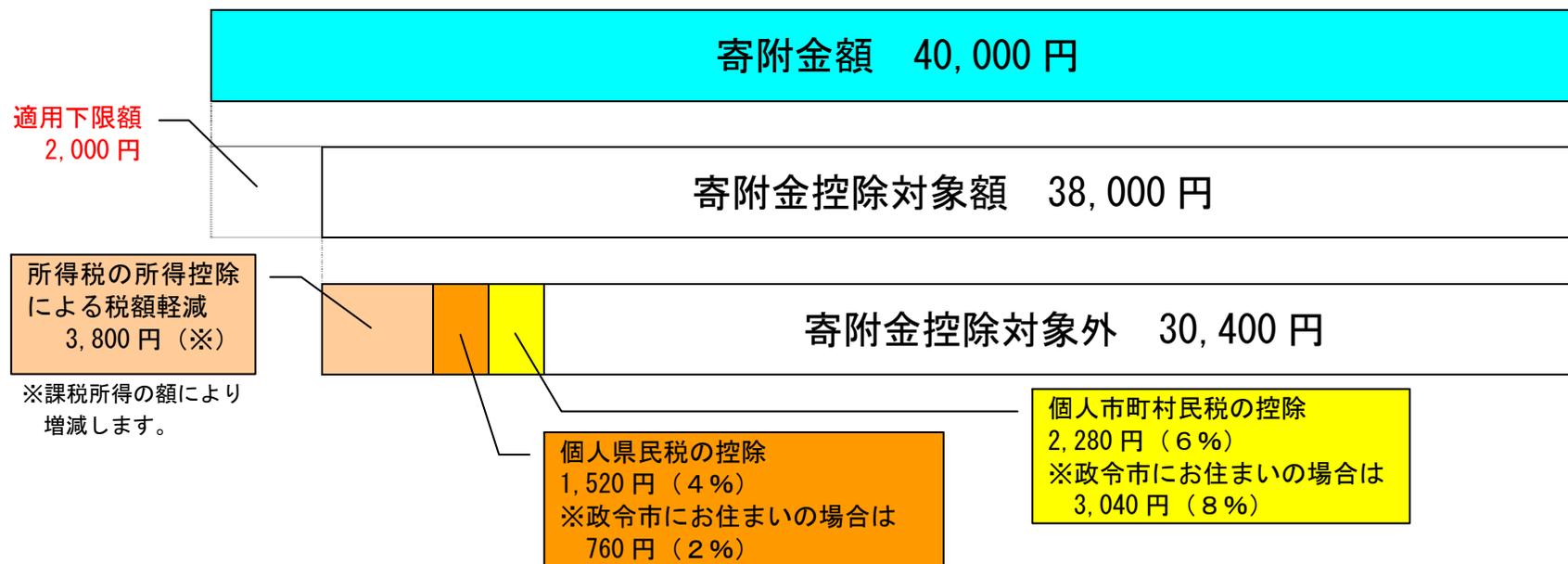


## 寄附金控除の計算イメージ（具体例）

給与収入700万円で夫婦+子2人の場合（所得税の限界税率：10%、住民税額：347,000円）



（注）個人県民税・個人市町村民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額（控除対象限度額）は、地方公共団体に対する寄附金等とあわせて、総所得金額等の30%です。

- 控除を受けるためには、住所地の所轄税務署で所得税の確定申告の手続きをしていただくか、住所地の市町に住民税の申告を行っていただく必要があります。
- 確定申告をしますと、寄附をされた年分の所得税還付と翌年度分の個人県民税・個人市町村民税の税額控除が受けられます。
- 住民税の申告をした場合は、翌年度分の個人県民税・個人市町村民税の税額控除のみが受けられます。（所得税の還付は受けられませんのでご注意ください。）
- 平成29年度の地方税法改正により、平成30年度分の個人住民税から、政令市に住所を有する方の個人住民税所得割の税率が、県民税は2%、市民税は8%となっています。（政令市以外は県民税4%、市民税6%のままです。）